

+

令和4年 第8回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和4年 第8回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和4年8月22日(月)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時及び宣言	開会	令和4年8月22日 午前9時30分				
	閉会	令和4年8月22日 午前10時23分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番15番	永屋 哲郎	席番16番	井久保 久男		
職務のため出席した者職氏名	事務局長	中水	主幹兼農地係長	鈴木		
	主幹兼農地係長	竹之内	農地係長	圖師		
	主任主査	桑水				
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	谷宮 誠實	×	9	垣内 りえ子	×
2	竹田 憲男	×	10	立根 重信	×
3	今市 光則	×	11	道山 幸治	×
4	熊野 廉太郎	×	12	脇田 祐二	○
5	原田 純一	×	13	春田 豊美	○
6	田尾 昭三	×	14	中之内 瑞穂	×
7	坪田 則義	×	15	工藤 雅彦	×
8	池袋 良子	×	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第46号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第48号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第50号 非農地証明願の承認について 議案第51号 農用地利用集積計画決定について</p>
-----------------------	---

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和4年第8回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会会議規則第24条の規定により、席番15番永屋委員と、席番16番井久保委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p>
委員	宮脇勇	<p>日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、宮脇勇委員の報告をお願いします。</p>
議長	萩迫	<p>先月依頼のありましたあっせんにつきましては、2件ほどあたって話をしてきましたが、金額の折り合いがついておりませんので、引き続き活動を続けたいと思います。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。</p> <p>次に、日程第4、議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p>
会場 議長 事務局	萩迫 竹之内	<p>今回は、7件の申請でございます。まずは、5ページ、番号61番を審議いたします。番号61番の譲受人である〇〇さんは、市外住民であるため本日の総会に出席を要請してございます。〇〇さんの入室を許可いたします。</p> <p>(〇〇氏 入室)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請の番号61番について、御説明申し上げます。議案書は5ページです。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町田之浦にお住まいの〇〇さん85歳で、譲受人は、曾於市末吉町南之郷にお住まいの〇〇さん69歳です。申請地は、記載のとおりでございますが、田が一筆で3,287㎡です。〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではないため、本日御出席いただいておりますので、詳細につきましては、お尋ねいただければと思います。</p> <p>申請地の場所は、上田之浦地区山村研修センターから県道65号南之郷志布志線を北へ280m進み左折し、農道を800m進み右折、さらに農道を40m進んだ右側に位置します。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料の2ページのとおりでございますが、申請地には水稻を作付けされるということです。申請事由は、譲渡人につきましては労力不足、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>以上で、番号61番についての説明を終わります。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何か御意</p>

		見ございませんか。
委員	福岡裕幸	譲受人宅から田んぼまでの時間もしくは通作距離はどれくらいですか。あと、近くに管理されている農地等がございますか。以上2点、よろしく願います。
譲受人	〇〇	自宅から田んぼまでは、約1kmで隣の田を所有、耕作しています。
議長	萩迫	他に御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、〇〇さんには、ここで退席いただきます。お忙しいところ、ありがとうございました。
会場		(〇〇さん 退席)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		次に、番号62番を審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	竹之内	議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請の番号62番について、御説明申し上げます。議案書は5ページです。
		譲渡人は、志布志市松山町新橋にお住まいの〇〇さん72歳で、譲受人は、曾於市大隅町岩川に事務所のある農業生産法人〇〇有限会社 代表取締役〇〇さんです。
		申請地は、記載のとおりでございますが、畑が一筆で1,349㎡であります。〇〇は、認定農業者、かつ農地所有適格法人であるため、本日はお呼びしておりません。
		申請地の場所は、そお鹿児島農業協同組合松山支店から市道川西・桃木畑線を北へ240m進み右折し、農道を40m進んだ右側に位置します。
		〇〇の農業経営につきましては、総会資料3ページのとおりでございますが、申請地にはブルーベリーを作付けされるということです。通作距離は、事務所から車で20分とのことです。申請事由は、譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。
		以上で、番号62番についての説明を終わります。御審議方、よろしく願います。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
委員	隈元	無償移転となっているようですが、親戚関係か何かですか。
事務局	桑水	特に親戚関係というような話は、お伺いしておりませんが、後ほど審議いただく議案第46号で〇〇が、〇〇が取得予定の農地の隣の農地の転用申請をされておりまして、その所有者が同じ方であるというような関係から申請地も3条で譲りたいという話になったということを知っているところでございます。
議長	萩迫	他に御意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号63番を審議いたします。井久保委員の報 告をお願いします。
委員	井久保	会長より依頼のありました議案第45号、番号63を報告します。譲渡人は、 志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さん72歳で、譲受人は、志 布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さん67歳です。 申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、スーパーセ ンターニシムタ志布志店から北方向に直線距離で300mほどのところに位置 します。スーパーセンターニシムタ志布志店前の国道220号を大崎町方面へ 700mほど進んだ志布志港入口の交差点を右折し、大原交差点方向に道なり に約1km進みますと左側にホンダカーズ鹿児島東志布志店、右側に天水葬祭 場が見えてきます。天水葬祭場の駐車場の北側に細い路地がありますが、そ こに入り突き当たりを右折、天水葬祭場の建屋東側の路地を南へ280mほど 進んだ左側に位置する畑です。 譲受人の〇〇さんは、認定農業者で水稻、甘藷のほか電照菊等の施設園芸 をされており、農作業には年間300日従事されています。農機具につつま しては、トラクター1台、耕運機1台、自走式田植機1台、コンバイン1台 を保有されています。 申請地では、友人らと共同でモリंगाを栽培したいとのことでした。農業 従事者は、本人と妹の2人で、権利取得後の経営面積は、田が5,932㎡、畑 が2万5,525㎡の計3万1,457㎡となります。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の 適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御 審議方、よろしく願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、6ページ、番号64番を審議いたします。立迫 委員の報告をお願いします。
委員	立迫	会長より依頼のありました議案45号、番号64を報告いたします。譲渡人は、 志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さん74歳です。譲受人は、 同じく伊崎田〇〇番地〇にあります有限会社〇〇代表取締役〇〇さん42歳 です。 申請地は、議案書に記載されているとおりで、相手方の要望と規模拡大に なります。申請地の場所は、有明町伊崎田鍋集落に通っているそお街道の点 滅信号から字尾方面に50m進んだ左側の1筆、さらに80m進んだ左側の3筆

		<p>であります。地目は畑で、法人事務所から車で5分以内のところにあります。有限会社〇〇は、農地所有適格法人で、代表者と両親、弟、従業員の35名でお茶37ha、大麦若葉25ha、ピーマン30aを主に栽培されており、申請地には大麦若葉を作付けけされる予定とのことで、耕うんされていました。また、トラクター3台、耕運機3台、茶摘採機5台のほか、車両を含む機械一式を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号65番を審議いたします。宮脇茂樹委員の報告をお願いします。
委員	宮脇茂樹	<p>会長より依頼のありました議案45号、番号65を報告いたします。譲渡人は、熊毛郡屋久島町船行〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん72歳です。譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さん89歳です。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道63号志布志福山線沿いの伊崎田小学校から東へ3kmほど行きますと川路集落に出ます。そこから東方向へ進み、坂道を上り切ると中野集落に出ますが、上り切った所から400mほど進み、三差路を左に800m行った左側に位置し、譲受人宅からは、1.5kmのところになります。</p> <p>〇〇さんは、奥さんと2人で水稻と野菜、そばを栽培されており、申請地にはそばを作付けけされる予定とのことです。また、トラクター1台、軽トラック1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、7ページ、番号66番を審議いたします。吉野委員の報告をお願いします。
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました議案45号、番号66を報告いたします。譲渡人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん80歳で、譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん57歳です。親から子への贈与になります。</p>

		<p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道63号志布志福山線から安楽曲瀬を過ぎたところを右折し、県道522号尾野見伊崎田線に入り、都城志布志道路をくぐって道なりに進むと川がありますが、その川に架かる橋の手前を左折し、堤防沿いの道路を進んだ左側の田と県道499号柿ノ木志布志線の尾野見小学校手前の下の河川のところで、2、3年前に中村工務店が護岸工事をしていたところの田になります。畑については、太南農場近くの上中村地区にあります。</p> <p>〇〇さんは、夫婦とも会社勤めをされておりますが、日曜祭日等に農作業をされる兼業農家であります。先日、ハンマーモアを購入されたほか、トラクター、耕運機、動噴、軽トラックなど1台ずつ所有されております。〇〇さん宅からは15分から20分ぐらいの位置にありますけれども、親から子への贈与ということで問題はないと思うところです。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまます。次に、8ページ、番号67番を審議いたします。立山委員の報告をお願いします。
委員	立山	会長より依頼のありました議案45号、番号67を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん73歳です。譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん38歳です。
		<p>申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、山重小学校前の国道269号を鹿屋方面へ300m進み、食堂清雲跡を左折し、県道513号宮ヶ原大崎線に入り約1km進むと田淵興業さんの機械置場がありますが、その先の農道を左折した先の右側に位置します。譲受人宅からは約200mのところになります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、夫婦で繁殖牛26頭、子牛20頭を飼養されています。また、両親とキャベツ、ブロッコリー6haを栽培されており、申請地には牧草を作付けされる予定とのこと。軽トラック、3tトラック、トラクターのほか、野菜収穫機や牧草収穫機一式をそれぞれ保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議

会場 議長	委員 萩迫	<p>ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって日程第4、議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定いたしました。</p>
委員	吉野	<p>次に、日程第5、議案第46号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。はじめに、10ページ、番号11番を審議いたします。現地を調査された吉野委員の報告をお願いします。</p> <p>議案第46号、番号11について報告いたします。総会資料は、5ページから8ページになります。</p> <p>調査日は8月8日、調査委員は福岡裕幸委員、春田委員と私、吉野です。譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんをはじめとする12名です。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇の医療法人〇〇理事長〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんと〇〇の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、東九州自動車道の志布志有明インターを鹿屋方面から降りてすぐ左折した左側の水田22筆、計2万96㎡です。除外の目的は、病院、駐車場、エネルギーセンター、デイケア、託児所などの建設です。排水は、西側の水田に用水路がございますが、そこは使わず新規にトラフを敷設し、上肆部合自治会にある排水路につなぐとのことですので、市の許可を得ているところでございます。この角地は、5月の定例総会で倉内薬局の変更協議が議決されたところであります。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがありますが、インターチェンジがあるため、第3種農地の300m以内農地に該当します。第3種農地の転用は、原則許可です。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農用地より除外してもやむを得ないのではないかとこの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号12番を審議いたします。現地を調査された福岡裕幸委員の報告をお願いします。</p>
委員	福岡裕幸	<p>議案第46号、番号12について報告いたします。調査日は8月8日、調査委員は吉野委員、原田委員と私、福岡裕幸です。総会資料は9ページから12ページになります。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人</p>

		<p>は、行政書士の〇〇でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、野神小学校から県道523号志布志有明線を南に約110m進んだ左側に位置します。除外の目的は、貸駐車場です。県道を挟んだ向かい側にある〇〇の保護者、来園者等の駐車場不足のために、平成29年頃より既に利用されており、始末書添付での申請であります。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可であります。申請地は集落周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農用地より除外してもやむを得ないではないかとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号13番を審議いたします。現地を調査された宮脇勇委員の報告をお願いします。
委員	宮脇勇	<p>議案第46号、番号13について報告いたします。調査日は8月8日、調査委員は、坂中委員、脇田祐二委員と私、宮脇です。事務局2人と農政畜産課1人の同行がありました。総会資料は13ページから16ページになります。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町泰野〇〇番地の社会福祉法人〇〇理事長〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんと社会福祉法人から1人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、松山庁舎から県道110号塗木大隅線を泰野方向へ約3km進み、泰野小学校前の信号を左折し、県道499号柿ノ木志布志線を内野々方面へ1.5km進み、特別養護老人ホームやちく入口看板から敷地内に入った施設の裏側で、松山庁舎から東南東約3.7kmに位置します。除外の目的は、駐車場と通路です。排水は自然流下で、通路に側溝を設置し流すとのことでした。また、駐車場、通路については、既に整備されておりましたので、始末書を添付した申請となっております。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、許可できる場合の既存施設の拡張に該当いたします。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農用地より除外してもやむを得ないのではないかとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>

議長 委員	萩迫 井久保	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 申請人の〇〇さんの住所は泰野になっていますが、議案第45号番号 62 の譲受人である〇〇さんの住所は岩川となっていました。どういうことでしょうか。
事務局	桑水	議案第45号の3条申請の〇〇代表者の方と同じ方ですが、〇〇の法人としての住所は岩川であり、〇〇の法人としての住所は泰野となっているということであります。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	他に御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第46号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。
		次に、日程第6、議案第47号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。12ページ、番号4番を審議いたします。
		番号4番は、令和4年1月定例総会の議案第2号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号3番で審議されましたところの4条申請でございます。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りいたします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第47号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第7、議案第48号、農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題とします。14ページ、番号1番を審議いたします。現地を調査された福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡裕幸	議案第48号、番号1について報告いたします。調査日は8月8日、調査委員は、吉野委員、春田委員と私、福岡裕幸です。 譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇、〇〇棟にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、有明中学校から市道吉村・押切線を押切方面に1.6kmほど進んだ市道飯山・通山1号線との交差点の北側に位置します。 今回の事業計画変更は、当初、譲渡人が住宅を建設する目的で、平成25年3月26日付けで農地法第5条の転用許可を受けましたが、施工に当たり想定

		<p>以上に費用がかかることが判明したため、予定資金での実施が困難となったことから頓挫しました。今回の譲受人は、対応可能な資金の準備ができることで、住宅を建設する事業を継承するものです。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当しますが、前回申請された平成25年度に集落接続施設として許可が出ています。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、事業計画変更を認めても問題ないのではないかとこの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。事業計画の変更を認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第7、議案第48号、農地法第5条の規定による事業計画変更申請については、変更を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。</p>
		<p>次に、日程第8、議案第49号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。最初に、16ページ、番号30番を審議いたします。番号30番は、先程の議案第48号、農地法第5条の規定による事業計画変更申請に係る番号1番で審議されましたところの5条申請でございます。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号31番を審議いたします。番号31番は、先程の議案第46号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号11番で審議されましたところの5条申請でございます。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、20ページ、番号32番を審議いたします。番号32番は、先程の議案第46号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号13番で審議されましたところの5条申請でございます。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。転用を認めることに、御異議</p>

会場 議長	委員 萩迫	<p>ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第8、議案第49号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第9、議案第50号、非農地証明願の承認についてを議題とします。はじめに、22ページ、番号6番を審議いたします。現地を調査された脇田祐二委員の報告をお願いします。</p>
委員	脇田祐二	<p>会長より依頼のありました議案第50号、番号6について報告いたします。総会資料は、20ページから22ページになります。調査日は8月8日、調査委員は、坂中委員、宮脇勇委員と私、脇田祐二で、事務局より2名の同行がありました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、志布志庁舎から西南西に約1.6km進み、志布志庁舎から市道町原線の町原交差点を左折し、天水葬祭場手前を左折し、桜ヶ丘方面へ約450m進んだ突き当たりのT字路を右折し、50mほど進んだ先の右側住宅の奥に位置します。</p> <p>申請地は、〇〇さんが相続により取得した昭和59年以前から10年以上不耕作であり、進入路も貸家の庭を通らなければならず、周囲も住宅が広がっており、重機等による農地の改善は、非常に困難であると思います。現在は、雑木や雑草が繁茂し、原野化している状態であり、復元したとしても、農地として利用される可能性は非常に低いと思われます。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号7番を審議いたします。現地を調査された春田委員の報告をお願いします。</p>
委員	春田	<p>会長より依頼のありました議案第50号、番号7について報告いたします。総会資料は23ページから25ページになります。調査日は8月8日、調査委員は、吉野委員、福岡裕幸委員と私、春田です。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、息子の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、県道523号志布志有明線沿いに</p>

		<p>ある豊原バス停から市道豊原・牧ノ内1号線を160m進んだ右側に位置します。周辺の状況や立会人からの聞き取り、課税台帳で母屋と倉庫が建てられてから20年以上が経過していることが確認できました。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号8番を審議いたします。同じく、現地を調査された春田委員の報告をお願いします。
委員	春田	<p>会長より依頼のありました議案第50号、番号8について報告いたします。総会資料は、26ページから28ページになります。調査日は8月8日、調査委員は吉野委員、福岡裕幸委員と私、春田です。</p> <p>申請人は、志布志市有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。申請地の場所は、川添地区公民館から県道513号宮ヶ原大崎線を西に500m進み右折し、市道鍋・中尾線を40m進んだ右側に位置します。立会人からの聞き取りや周辺の状況から平成21年に相続された申請地は、20年以上耕作されておらず、農地への復元も難しいとのことでした。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第50号、非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。
事務局	桑水	<p>次に、日程第10、議案第51号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。はじめに、所有権の移転について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第51号、農用地利用集積計画決定について農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について御説明いたします。議案書24ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。</p> <p>公告日は令和4年8月31日で、面積は、田が784㎡となっております。所有権を移転する者は1人、所有権の移転を受ける者は1人で、売買によるも</p>

		<p>のです。所有権移転の詳細につきましては、議案書25ページに掲載してございますので、お目通しください。以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、所有権の移転について、これより審議にはいります。まずは、25ページ、番号19番と、24ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに御異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、農用地利用集積計画の利用権の設定及び転貸について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	桑水	<p>議案第51号、農用地利用集積計画決定のうち、利用権の設定及び利用権の転貸について御説明申し上げます。議案書は、26ページから53ページとなっております。</p> <p>まずは、議案書26ページの利用権設定の総括表を御説明いたします。公告日は令和4年8月31日で、始期は令和4年9月1日となります。設定期間が3年から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が2万7,352㎡、畑が12万3,317㎡、樹園地が7万2,208㎡で、合計しますと22万2,877㎡となり、うち更新分は6万7,016㎡となっております。利用権の設定をする者の数が55名で、利用権の設定を受けようとする者の数が24名であります。利用権の設定を受けようとする者が利用権の設定をする者の数より31名少ないのは、受手、貸手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、27ページから48ページの明細表を御確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書49ページの総括表で御説明申し上げます。公告日は令和4年8月31日で、始期が令和4年9月1日となります。設定期間は5年から10年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>地目別の面積は、田が9,587㎡、畑が2万4,397㎡で、合計しますと3万3,984㎡となります。利用権の転貸をするものは、公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は6名であります。詳細につきましては、50ページから53ページの明細表を御確認ください。</p> <p>以上で議案第51号、農用地利用集積計画決定のうち、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入りますが、27ページ、番号1番については、宮脇勇委員に関係がございましたので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により宮脇勇委員には、ここで退席をお願いいたします。</p>
会場		(宮脇勇委員 退席)

議長	萩迫	それでは、番号1番につきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、宮脇勇委員の入室を許可します。
会場		(宮脇勇委員 入室)
議長	萩迫	次に、27ページ番号2番から、48ページ番号59番までと、26ページの総括表について審議いたします。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、利用権の転貸につきまして、審議いたします。50ページ番号1番から、53ページ番号9番までと49ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第51号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。
		以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたします。ご苦労様でした。

